

はじめに

建築基準法の取扱いで法令に明確に規定されていない事項は、全国、近畿圏内、大阪府内において下表のように各取扱い集等が定められています。

設計者や指定確認検査機関がこれらに記載のない事項について判断に苦慮した場合、その都度本市に取扱いを相談いただき、過去の実績等に基づき、個別に判断し運用を求めている状況です。本市ではこれらの取扱いのうち、本市の一般的な取り扱いとして支障のないと考えた運用をまとめた「堺市建築基準法取扱い集」を策定しました。

この取扱い集が建築確認業務の円滑化、さらには安全で安心な建築物やまちづくりの一助となるよう期待します。

表 全国・近畿・府内で策定されている取扱い集の例

	取扱い集	策定機関	策定時期
1	建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 (2017年版)	日本建築行政会議	2017.11
2	建築物の防火避難規定の解説 2016 (第2版)	日本建築行政会議	2021.6
3	近畿建築行政会議 建築基準法共通取扱い集	近畿建築行政会議	2014.5
4	大阪府建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集 (改訂7版)	大阪府内建築行政連絡協議会	2020.10

優先順位について

優先順位については、内容が重複している場合又は判断に差がある場合等は、「本取扱い集」、「近畿建築行政会議共通取扱い集」及び「大阪府建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集」をもとに判断しますが、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」や「建築物の防火避難規定の解説」も参考にするものとします。

本取扱い集に使用している略語は、それぞれ次のとおりです。

- 法 : 建築基準法
- 令 : 建築基準法施行令
- 国公告 : 国土交通省告示
- 建告 : 建設省告示
- 府Q & A集 : 建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集 (改訂7版)
- 適用事例集 : 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 (2017年版)
- 防火避難規定 : 建築物の防火避難規定の解説 2016 (第2版)